琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）(Ｉ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 日米協議委員会, 国政参加特別措置法, 1971（昭和46年）6月, 衆参両院選挙, 立法院, 西独議会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43465

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(IA) 26564

67年9月5日19時40分 ワシントン 発 米北

67年9月6日09時01分 本省 着

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

国会におけるオキナワ議席配分法案

第1772号　暗

5日東京発共同電によれば自民党外交調査会は国会議席のオキナワへの配分に関する法案提出に賛成方決定の上、提出準備中の趣であるが同法案の規定のし方によつては平和条約第3条との関係等種々問題点も多いことと存ぜられるところ、法案の概要。同法案をめぐる議論点その他関連の諸点（在京米大使館との接触状況を含め）につき本使参考までに何分のぎ御回電たまわりたい。

(3)

外務省

大臣	政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長
儀	人 計 会 領
総	文 領 旅
国	参
資	調 営
長	厚
アア	北 東
長	総 中 西
北	北
米	北
長	北
中	参 南
移	中 住
長	
欧	参 英
長	西 東
近	近
アア	ア
長	
総	商 国 米 ア
	二 カ
	参 調 欧
	統 ラ
	国 近
	一 通 ス
長	
経	参 経 賠 賠
	審 償
協	政 技
長	国 賠 経
条	参 協
長	条 規
国	参 軍 社 専
長	政 経 科
情	参 内
長	道 外
文	文 文
長	一 二

電信課長

要写　部

発電係　総第 029271 号

昭和　年　月　日　時　分発

電信案　(分類 42-7-6 19-27)

暗　略　平　第 1147 号 (LTP)

~~大臣~~
~~政務次官~~
事務次官
外務審議官
官房長

主管 北米局
米参
主任 北米課長

起案 昭和 42 年 7 月 6 日

起案者 外　電話番号

法規課長

官房書記官

在 米 下田　臨時代理 大公使 総領事 宛　大臣発

伝電報 在　大公使 総領事 宛

件名
沖縄潜在議席 法案の件

貴電第1772号に関し、

1. 沖縄潜在議席 法案の型覚三派案と与党案は大同小異であるが要点は沖縄に衆議院5議席 参議院

GB-1　外務省　回覧番号 1836

6 59

地方区2議席を配分し 施政権返還(選挙関係法令)が沖縄に適用されることとなった時)後にその選挙を実施するという趣旨のもので 平和條約第3条と抵触するものではない。

(野党三派案以下 与党(仮案 空送))

GB-3　外務省

2. 潜在議席の問題は五会に沖縄特別委員会を設けることと並んで久しく懸案であり今般後者の実現を見た後を承けて聖党三派から議員立法の提案あり与党としても簡単に之を拒否出来ない事情あり、与党内にも慎重論と並んで本件立法は現実に空(カラ)の議席を置く所迄含めるべしとの強力な支持論もある次第である。

3. ~~米側~~ 在京米大使館に対しては本件に関する背景与党の置(お)かれた立場等を説明し与党が四党共同措置を進める決定を為す場合は政府として之を止(トド)める訳には行かない旨を説明ずみであるが、何れにせよ本件は假に米側に難色があった

としてもそれを理由に取止めとし得る性質のものでもない。

4. 本件与党案は5日与党外交調査会の審議を通過し6日政策審議会にかけられたが より慎重検討の要(カラ)あり ~~[illegible]~~ ~~[illegible]~~ △三木大臣(キ)修案の上政調会長が△ ~~[illegible]~~ 充分意見を交換する ~~[illegible]~~ と云うことで保留となった。

5. 本法案が~~[illegible]~~ 子会今会期中法局如何なる様となるかまだはっきりした見通しは立て難い。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	0	1
付属	ソ1-2		

発送日 昭和42年7月7日
発信 タイプ 校 発

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米北 第868号 公信日付 昭和 昭和42年7月7日 日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
官房長

主管 北米局長
参事官
北米課長
主任

起案 昭和42年7月7日
起案者 渡辺 電話番号 445

受信者 在米 下田大使

発信者 三木大臣

写送付先

(希望発送日) 7月7日

件名 沖縄潜在試席法案について

GA-2 7 16 外務省 回覧番号 /

(別添1)
添付なし

米北米868号

昭和42年7月~~6~~7日

在米大使殿

外務大臣

沖縄潜在試席法案について

7月6日付住宅第1147号に関し
本件野党三派提出の法律案(別添1.)及び
自民党で検討中の仮案(別添2.)を各2部
貴館参考までに送付する

付属添付

GA-4 外務省

別添2

沖縄県を選挙区とする国会議員の選挙に関する暫定措置に関する法律案

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、沖縄県（旧沖縄県の地域をいう。以下同じ。）を選挙区とする国会議員の選挙に関し、暫定的に必要な措置を定めるものとする。

（衆議院議員の選挙）

第二条　衆議院議員の選挙については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「選挙法」という。）別表第一の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は五人とする。

（参議院議員の選挙）

第三条　参議院（地方選出）議員の選挙に関しては、選挙法別表第二の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は二人とする。

（国会議員の定数の一部改訂）

第四条　第二条の規定による選挙が行なわれた場合には、衆議院議員の定数は選挙法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。

2　第三条の規定による選挙が行なわれた場合には、参議院議員の定数は、選挙法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選出議員とする。

（選挙の期日）

第五条　沖縄県を選挙区とする最初の衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙（並びにこれに係る選挙人名簿の調製）は、選挙法の規定にかかわらず、別に法律の定める期日において行なうものとする。

2　前項の規定により行なわれる選挙は、補欠選挙とみなして選挙法の規定を適用する。

（任期）

総　理　府

第六条　第二条又は第三条の規定により行なわれる選挙において選挙された衆議院議員又は参議院議員の任期は、それぞれ、当該選挙の際現に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員の任期は、それぞれ、その得票数の多い者については当該選挙の際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該選挙の際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第七条、前五条に定めるもののほか、この法律の施行のために必要な事項は政令で定める。

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官	務務 次次 臣官官審審長
儀人計会領審	文
旅	国資 長調
営	厚
ア	北東 長総中西
北米	長北
中	参南 移長中住
欧	参英 長西東
近ア	近 長ア
経	国米ア 商ニカ 参調 欧 統ラ 総国 近 一通ス
経	参経 賠償 賠審 協政技 長国 賠経
条	参協 長条規
国	参軍社専 長政経科
情	参内 長道外
文	文文 長一二

総番号（TA）27791　主管
67年5月13日20時50分　ワシントン　発
67年　月14日10時33分　本省　着　米北

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

沖縄問題（意見具申）

第1849号　暗　至急

往電第1820号に関し

オキナワ問題の当面の取扱いぶりに関する本使のひ見次の通り具申する。1、米政府当局においては近く日本側よりオキナワ施政権返かん方の要請あるものと予想し、既に内内これが対処方策の検討を開始しおる旨のうわさは、本使着任以来しばしばみみにするところであるが、11日来訪せるワシントン・ポストのHARRISON記者（国際問題を担当し、現在1年の期間をもつてBROOKING INSTITUTIONに出向中）は右うわさをこう定し、本使より米政府当局とは国務省を指すものかとたずねたのに対し、国防省当局をも含む旨答え、また12日来訪のA.P. DAVIS記者は、日本政府がオキナワ基地の自由使用を認めさえすれば、施政権返かん方の要請にも好意的に対処すべしとする意見が米関係当局者間に強まりつつある旨述べた。

2、冒頭往電パンデイ次官補との会談においては、従来わが

外務省

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

方に判明しおる点以外殆んど何ら新しき点をSOUND OUTし得ず、ただオキナワ問題を取り上ぐべき機は十分じゆくしおるとの印象を得たにとどまつたところ、現段階においてこれ以上つき進んで米側意向を打しんせんとせば、わが方より何らかの具体案を提出する以外もはや方法なしと存ぜられる。

ついては2カ月後に迫りおる貴大臣の御訪米の機会にオキナワ問題の一歩前進に資するごとき会談が行われるためにはこの際例えば事務当局試案のごとき形式のものにつき、事務的レベル（東京におけるトウゴウ局長または当地におけるスノベ公使のレベル）において早目に米当局と当りみることとせられるのが時ぎに適した措置かと存ぜられる。

3、オキナワ潜在議席に関する法案は、近く貴大臣ついでサトウ総理御自身訪米せられ、正式にオキナワ問題を取り上げられんとするやさきの立法措置としてははなはだしく時機を失したるものと言わざるを得ず、また前記1、のごとき米側空気にもかんがみ、最早米に対するいやがらせにすらなり得ず、全く 現蔵 ——→ に等しき措置として失しようをかうのみと存ぜられるにつき、種種いきさつはおありのことと存ずるも、同法案はこれをにぎりつぶさるるようお取り計らい方切望にたえない。

(3)

(2)

外務省

特

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房 / 総務次官 / 外務審議官 / 官房長 / 人事課 / 会計課 / 給与課 / 文書課 / 電信課 / 領事移住部長 / 参事官 / 旅券課 / 領事課 / 国際資料部長 / 参事官 / 電信課 / 調査課 / 条約局長 / 参事官 / 北東課 / 中西課 / 中近東アフリカ参事官 / 参事官 / 欧亜課 / 南西アジア課 / 欧亜局長 / 参事官 / 英連邦課 / 西欧課 / 東欧課 / 近東アフリカ局長 / 参事官 / 近東アフリカ課 / 経済局長 / 参事官 / 国際連合課 / 米州二課 / 米州一課 / 欧亜局参事官 / 欧州統合調整室 / 近東アフリカ課 / 経済協力局長 / 参事官 / 経済協力課 / 賠償課 / 技術協力課 / 賠償課 / 国際協力局長 / 参事官 / 協定課 / 条約局長 / 国際連合局長 / 参事官 / 軍縮室 / 経済課 / 情報文化局長 / 参事官 / 国内広報課 / 対外広報課 / 文化事業部長 / 文化交流課 / 文化第二課

発信番号(Ｉ-Ａ)2360

68年 6月18日20時50分 ワシントン 発
68年 6月19日09時57分 本省 着

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第1865号 特秘

政策企画協議の際及び17、18の両日チバ北米課長が国務省スナイダー、国防省ウオーキン、ハルペリン、陸軍省マツクギフアート、シエナ等よりちよう取せるところ要旨次の通りの趣。内容機微につき配布等にじゆう分ご注意願いたい。

1、当面の問題（主としてスナイダー）

（イ）協議委員会

日本側提出議題中（イ）山野報告に関し高等弁務官側に異議あり、在京大使館と調整中なるも近くまとまる見込。

（ロ）国政参加（下記2、参照）については政府部内に難しよくあり、（これに対し当方より、後者は日本側としては、どうしても取り上げざるを得ない議題にて、席上米側より極くちゆう象的な返答をしてもらえばたる旨説得した結果その線での検討方を約した）。

（ハ）国政参加（くれぐれも口外しないよう厳重注意を受けた）

（イ）目下ニシメイこう補を援護する最良の方法として先

外初百

特

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に

現在京米大使館が北琉側に示させる方法で実現方検討中であるが、上層部に施政権をきづつけるとの反対の空気あり、目下極めて微みような段階なので、日本側からの雑音が最もこわい（従つて協議委員会で取上げることもちゆうちよした次第である）

（ロ）国務、陸軍両省は夫々努力中で、その結果あと一週間か10日以内に在京大使館から外務省に対しある申し入れ（当方の質問に対し内容はどうしてもいえないと固しつしつつも、グツドニュースなりと述べた）をすることとなろう。

（ハ）なお事務当局としてはオキナワ代表の人数はなん人でもよく、選任方法及び国会での資格権限は夫々オキナワ及び日本側にまかせることで問題ないと思つている。

2、中期的問題

（イ）主席公選

ニシメイ第1でのぞんでいるが、本土自民党の援助が手遅れになることを最も心配し、在京米側より党に対しオキナワへの選挙資金送金方法改善方につき直接申し入れを行なつた位である。ヤラに勝たれては困るが、万一そうなつたらなんとか共存して行くほかない。（注、マクギフアート等はニシメイのしよう利にやや自信ないもよう）

（ロ）最近の日米関係

大統領、国務長官、統合参ぼう本部等は最近一連の原潜及び在日基地をめぐる問題及び日本政府首のう部の対処振りにつき一時帰国のジョンソン大使に種々質問する等だいぶ

外初百

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

気にしている。国防省等はオキナワを返かんしても基地は本土と同じく日本政府自らの保護下に入るので、安全なりと関係方面を説得していたのでちょつと困つている。そつ直にいつて大統領選挙間近くまでこれが続くとオキナワ返かんにSUBSTANTIAL DELAY（注、ウオーキン発言のまま）を生ずるおそれがある。

3、返かん交渉の見通し（スナイダー及びハルペリンより全くの私見として口外せざるよう厳重注意を受けた）

（1）タイミング（スナイダー）

上記2、（2）の成行き及び大統領がだれになるかにもよるが、12月はじめの次期政策企画協議に関係者が訪日する機会にでも事務当局の意見調整を開始し、例えば明年なるべく早く日米外相会談で地ならしをした上、初夏にでも総理訪米の段取りとされてはどうか。

（2）内容及び問題点

（イ）核ちよ蔵の自由が第一で、ベトナム戦争継続中であれば基地の自由使用がこれに次ぐ。日本側が「核ぬき」を固しつしても交渉は決れつしないが、米側は本土の政情ともにらみ合せ一層しん重となり、結論は長期間延期されよう（ハルペリン）。

（ロ）米側としては核問題を特に表立つてうたわなくてもよいが、その場合日本が事前協議を拒否の方法としてのみでなく、文字通り協議の場として扱つてくれること、及び協議して同意した上は政治的責任を分たんすることを強く要望したい。特に韓国が再侵略された場合等は政府が世論

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

を積極的に導くことが期待され、米側としては戦略的要件（STRATEGIC REQUIREMENTS）の変更の可能性をしんけんに検討する用意があるが、日本側もどこまで世論がのむかでなく、いかにたく山参ませるかを検討すべきではないか（スナイダー）。

（ハ）取り極めの方法としては返かんの最終期日（くり上げ可）を決め、それまでの間に複雑な過渡的措置（おがさわらの比ではない）につき交渉することも考えられよう。明年6月とすればそれから2年半後の1972年末に返かんとしてよかろう（ハルペリン、なお、スナイダー他は方法に危険を感じているかのごとき口ふんをもらした）。

(7)

発言記録
添付なし

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	1	2
付			
予	そのまま		
居			

発送日 昭和43年6月28日
発信タイプ

文書課長

公信案 (分類)

公信番号 米北 第 274 号
公信日付 昭和 年 月 日 → 昭和43年6月27日
起案 昭和43年6月27日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
官房長

主管 アメリカ局長
参事官
北米課長
主任

起案者 東原 電話番号 672

受信者	発信者
在米 下田大使	外務大臣
写送付先	(希望発送日) 月 日

件名 アンガー琉球高等弁務官の国政参加問題に関する発言

GA-2

27 284 外務省

回覧番号

米北発274号
昭和43年6月27日

在米大使殿

外務大臣

アンガー琉球高等弁務官の
国政参加問題に関する発言

アンガー高等弁務官がワシントンで6月18日、米政府は目下沖縄立法院議員の日本本土国政への参加問題につき検討中である旨発言した由の報道に関し北米課より在京米大使館に照会したところ、別紙記録のとお

GA-4

外務省

りの趣につき 報道記事切抜とともに
写1部 別添送付する。

付属/添付

(回覧番号 2805) 外務省電信案 (分類)

電信課長 代 [illegible]

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※
特秘	暗 略 平	総第 29079 号
	※ 第 1337 号	※昭和 年 月 日 時 分発 43 6 28 19 29
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 [illegible]

(※印欄内は電信課記入)

~~大臣~~ ~~政務次官~~ 事務次官 [illegible] 外務審議官 [illegible] 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 [illegible] 参事官 [illegible] 北米課長 [illegible]	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和43年6月28日 起案者 佐藤 電話番号 445

協議先

在 米下田 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 三木 大臣発

電報 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名

沖縄問題(国政参加)

往電~~[illegible]~~ 第1327号及び貴電第1165号の1(2)に関し

1. 米側は当初7月1日の協議委員会で国政参加問題を議題とすることは、11月の選挙における両銘候補支援のための政治的配慮から時期尚早との態度をとっていたが、結局

28 140 添付なし

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

2

冒頭往電の2. 新聞発表振り第4項の通りとすることに合意した。(そのでもある) したゞ1. 会議の席上においても、米側は本問題の困難性を強調するのみで、上記新聞発表振りのライン以上の発言は行はない模様。

2. 冒頭貴電1(2)(ロ)のわが方に対する米側申入れについては国務省より在京米国大使館に訓令が発出されたか否か、またその内容如何につき然るべく先方を打診の上回電ありたい。当地大使館はアンガー高等弁務官の沖縄帰任後、協議委員会までの間に、十分本問題の今後の進め方を検討する時間的余裕がないので当分当方への申し入れをさし

GB-3

外務省

ひかえるべきであるとの態度をとっている

模様~~につき御参考まで。~~

であるが、その後の半例の本件指いぶりにつき

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~

~~[illegible]~~

~~よりの例分が~~

~~発出されたるも~~

~~[illegible]~~

然るべく照会の上回電ありたい。

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

大臣 政務次官 外務官 官房 官房審議長

信入会 官計 文電 厚給

領移長 参領 旅移 住

国資長 調査 行

ア長 北東 中西

米長 参北 保南 中南 参中

欧長 参西 英東

近ア長 参近 ア

経長 参調 国統 米ラ ア ニカ 欧 近 一通ス

経協長 参政 経技 賠償 賠経

条長 参条 協規

国長 参政 軍経 社科 専

情長 参道 内外

文長 文一 文二

総番号(TA) 25057

68年 6月28日 18時50分 ワシントン 発 主管 米局長

68年 6月29日 08時07分 本省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（国政参加）

第1982号 特秘 至急

貴電米北第1337号に関し、

28日キウチより日本部に照会した所、先方は本件申入れを日本側に対して行うにつき最早大きなしようへきはなく、ただ、当初の予定より若干遅延をみているだけで近日中（一週間前後）に申入れを行なう方針なる旨述べた。7月1日に行なわれる協議委員会においては国政参加問題の内容については討議しないことで日米間に了解をみているので本件申入れが遅延していることについて日本側としても了承いただけるものと思う。右申入れが東京においてなされ、日本側と協議の上は、ナハにおいてもアンガー高等弁務官より西メイこう補に対して然るべく通報したいと米側としては考えている。したがつて、若干の遅延はさておき米側の取扱いぶりに変更があつた訳ではない。なお、在京米大使館には本件につき若干の誤解があつた模様であり、事態をこじらせないため日本側におかれては在京米大使館より本件申入れが行なわれるまでは同大使館にとく促ないし反論されずにそつとしておいてほしいとふ言した。

(了)

外務省

調書
沖縄来往覆欄にあり

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	1	2
付	1の大		
属			

発送日 昭和43年7月 5日
発信 タイプ 校査

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米北 第 1012 号
公信日付 昭和 昭和43年7月4日 日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
官房長

主管 アメリカ局長
参事官
主任 北米課長

起案 昭和43年7月4日
起案者 [illegible] 電話番号 672

受信者 在米 下田 大使

発信者 三木 大臣

写送付先

(希望発送日) 月 日

件名 沖縄の国政参加問題に関する調書送付

GA-2 4 296 外務省 回覧番号

米北第1012号

昭和43年7月 4日

在米大使殿

外務大臣

沖縄の国政参加問題に関する調書送付

今般本省において部内参考用に作成した「沖縄住民代表の国政参加問題について」の調書1部 貴方参考までに別添送付する。なお本調書の内容には若干機微に亘る部分もあるので取扱いには御留意あいたい。

付属添付

GA-4 外務省

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　43.7.15.20.38)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※総第 31498 号
特秘	暗　略　平	※昭和　年　月　日　時　分発 43.6.27.-15.20.38
	※第 1460 号	
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係 与我井

(※印欄内は通信課記入)

電信課長

コピー部内設置

~~大臣~~ (沖大臣 御了承) ~~政務次官~~ 事務次官 佐藤 外務審議官 ~~外務審議官~~ 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和43年7月15日 起案者 佐藤 電話番号 445

協議先

条約課長

漢

15 77

写済

在 米下田　大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~　あて 椎名外務大臣 代理 発

電報 在　大使 総領事　臨時代理大使 代理　あて

件名

沖縄住民の国政参加

貴電才1982号に関し

1. 在京米国大使館シャーマン参事官は、12日、アメリカ局長を来訪し、沖縄住民の国政参加問題につき、米国政府としては、沖縄における米国施政権に~~影響~~抵触しない形でその実現を

(昭和四二・七・一改正)

GB-1

2

をはかることに異存なき旨通報越すとともに、米側としては、11月の主席公選をひかえて、本件実現を両(にしめ)銘候補支援~~(上)~~最大限に利用~~[illegible]~~するために、~~[illegible]~~同候補が日米両政府より hard won concession をとりつけたという形で、本件実現をはかりたく、その具体的進め方につき当方と協議したき旨申し入れ越し、要旨次の通り述べた。

(1). 具体的進め方

~~米側としては、次の如き進め方~~~~[illegible]~~~~を考えている。即ち、(1)~~ 両(にしめ)銘候補をして、国政参加の~~具体的案を~~具体的方式に関する「両銘案」を作成せしめ、同候補より、日米両政府に対し、同案の検討を公式に要請せしめる。

GB-3

外務省

(ロ) 同時に「西銘案」は公表し、~~同候補の選挙~~ されることとなるべし

~~キャンペーンにおいて積極的に取り上げさ~~

~~せる。(ハ) 国政参加問題が同候補の~~ 主席の選挙に最も効果あるべき時期を選び

~~政治目標として~~ 熟す ~~の~~ ~~を待って~~ (そのためにこの月は

必要)のを待って 10月末及至11月初めに

日米協議委員会を開催し、日米両政府

間で本件実現につき原則的合意に達

する。(本合意は、7月1日の第14回協議

委員会における三木大臣の申し入れに対

する米側の回答という形で、両政府間

の問題として行われ、西銘案には

言及しない。) (二) 本件実現の具体的

方式の決定は、主席公選後行なう。

(2) 西銘候補の両政府に対する申し入れのタイミング

上記方式については、すでに、カーペンター

民政官より、西銘候補の内 ~~諾取りつけ~~ 意確認

ずみであり日本側に異なるがなければ

同候補は7月28日に「西銘案」をもって

上京し、佐藤総理及びジョンソン大使

に対し、同案の検討を要請する予定で

ある。(なお、米側としては、その際には

単にその検討を約すのみにとどめる予定。)

(3). 自民党に対する接触

米側としては、近日中に自民党の福田幹

事長及び安井沖特委委員長に対し、本件

に関する米側の考え方を内報し、その協力

を要請する予定である。

(4). 国政参加の具体的方式

米側としては、国政参加の具体的方式

は、専ら、西銘候補と日本政府与党が向て

決定すべき問題と考えているが、沖縄代表が本土国会で表決権を与えられることは、沖縄における米国の施政権と抵触する（当方の要請により、先方はその法的理由につき、文書で当方に提示することを約した）ので、表決権なしのいわゆる「オブザーバー方式」（だもかいる名称には固執せず）が望ましい態様と考えている。（当方より、日本側においても表決権を認めることは極めて困難であり、政府、与党のコンセンサスは、表決権なしで、待遇面、本会議、委員会での発言権等において出来るだけ、本土議員なみとするところにまとまりつつある旨説明した。）

(5) 西銘案の内容

(イ) 米側としては、西銘案に対し起案上細部にわたって干渉

しない方式であり、従って、表決権の要求を含むか否かについても確言できない。（当方(ロ)より、しかし沖縄現地の期待感では、すでに、表決権を要求するところまで来ており、西銘案から表決権がおちていると、マイナス効果がないか、他方、表決権が日米双方にとり認めがたいとすれば、西銘案を公表すること自体、不得策に非ずやと指摘せるに対し、カッコあり。選挙前には、国政参加実現に関する両政府間の原則的合意のみにとどめ、表決権の拒否等の具体的方式の決定は、後日関係方面の合意にまかせる）

よいのではないか。

~~うると考える旨答えた。~~

2. 上記米側申し入れに対し（三木大臣の指示をえた上）13日、アメリカ局長より、在京米国大使館オズボーン公使に対し、日本側においても、西銘候補上京のタイミングも含め ~~上記米側~~ 本件の進め方に関する米側案に原則的に異なるなき旨回答するとともに、

(1) 西銘候補が具体的な西銘案を日米両政府に提案し、それを公表することは政治的にみて適当でないので、同候補が一般的に、沖縄住民の希望実現のために、日米両政府に働きかけたという形をとるべきこと、及び

(2) 米側の本土自民党関係者との接触は慎重を要すべく、とくに、その時期については、三木大臣の帰国後、三木大臣、ジョンソン大使間で本問題につき協議した後とすべきことの2点を申し入

先方は了承した。

~~3. なお、本問題の性質上その取りあつかいについては特に慎重を要すべく御私才なきことながら右お含みありたい。~~

以上 貴大使御含み迄

（回覧番号 11 ）　外務省電信案（分類　　）

電信課長 代浦

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
平文	暗略（平）	総第 35310 号
	※ 第 1570 号	※昭和 年 月 日 時 分発 43- 8-10 15-05
	大至急・（至急）・普通・LTF	※ 発電係 小林

（※印欄内は電信課記入）

大臣	主管	主管局部課（室）名
政務次官	アメリカ局長	東北
事務次官	参事官	起案 昭和43年8月10日
外務審議官	北米課長	起案者 吉川　電話番号 445
外務審議官		
官房長		

漢

協議先

在 米 下田 （大使）　臨時代理大使　あて 三木 大臣発
総領事　代理

電報 在　大使　臨時代理大使　あて
総領事　代理

件名

国政参加に関する決議

10日の衆議院沖特委において、沖縄住民の国政参加に関し、下記のとおり決議された。

なお、右決議文第二節の「沖縄住民の望む国政参加は……」の「望む」と

10 84

写済

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

いうのは、住民の悲願を意味するものであって、国政参加の内容まで規定するものではない旨 ~~蔵内政務次官より~~ 確認を得ているので、念のため。

記

沖縄住民の国政参加に関する決議

沖縄の祖国復帰体制の整備を図り、真に本土との一体化を推進することは現下の急務である。

これがため、沖縄住民の望む国政参加は、極めて緊要と認められる。

よって、政府は米国政府との交渉をさらに促進し、速やかにその実現を期すべきである。

右決議する。

GB-3

外務省

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※総第 35867 号
平	暗略 平	※昭和 43 年 8 月 13 日 時 22 分発 10
	※第 582 号	
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係

（※印欄内は電信課記入）

大臣	主管	主管局部課（室）名
政務次官	アメリカ局長	朱北
事務次官	参事官	起案 昭和43年8月13日
外務審議官	北米課長	起案者 佐藤 電話番号 445
外務審議官		
官房長		

協議先

情報文化局長

報道課長

フビン (8/10 スミ)

在 米 下田 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事 代理~~ あて 三木 大臣発

電報 在 那覇 吉沢 大使 臨時代理大使 あて
岸保 総領事 代理

件名

国政参加問題（朝日紀事）

13 132

漢

写済

往電米北第1570号に関し、

1. 13日付、朝日 ~~[illegible]~~ 夕刊は、一面トップで 日米両国政府は、このほど、国政参加の実現につき原則的合意に達し、沖縄の主席公選に最も効果的な時期に、これが公表されるであろう ~~日米協議委員会での~~

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

2

との記事を掲げ、毎日夕刊も本問題について報じている。（内容別電の通り。）右は当地報道関係者の間で大きく問題とされており、これを機に今後本問題につき同様の報道がなされるものと予想されている。

GB-3

外務省

3

2. 本大臣および官房長官は13日の閣議後の夫々の記者会見で「先般の仲特委における本大臣の発言(議事録未入手)はあくまで日本政府の努力目標であり、日米両政府間で国政参加問題に関する合意はない」旨を別個に述べている。(上記毎日記事は官房長官の発言をうけたものである。)

3. 13日夕刻 在京米国大使館に対し 北米課より、上記朝日の記事のニュースソースは不明なるも全くの推測記事に過ぎず、政府としては本大臣および官房長官の上記の発言のとおりの立場なる旨説明しおいた。以上御参考まで。別電と共に那覇に転報した。

GB-3 外務省

13 133

写済

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※総第 35868 号
平文	暗略 平	
	※第 1583 号	※昭和 43 年 8 月 13 日 22 時 10 分発
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣	主管	主管局部課(室)名
政務次官	アメリカ局長	米北
事務次官	参事官	起案 昭和 43 年 8 月 13 日
外務審議官	北米課長	起案者 佐藤 電話番号 445
外務審議官		
官房長		

協議先

情報文化局長

報道課長 コピー (8/14 又そ)

在 米下田 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 三木 大臣発

電報 在 那覇 高瀬 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて

件名

国政参加問題(記事内容)

往電 米北才1582号別電

1. 朝日(要旨)

(1) 日米両国政府は、国政参加につき、このほど原則的な合意に達した。11月10日に予定される沖縄の主席選挙に先立ち[redacted]選挙に最も

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

効果的な時期に ~~沖縄~~ 日米協議委員会での正式合意、アンガー高等弁務官の声明などの形で公表されることになろう。

(2) 沖縄代表の国会での資格、権限についても、両国政府はすでに、表決権を認めない、いわゆる「オブザーバー方式」をとることで意見が一致しているようであり、両政府間の「原則的合意」もこの方式を前提としたものだといわれる。しかし日米政府の正式合意では、この点を明らかにせず、日米間で引続き話合いを詰めて行くことをうたう模様だ。

(3) この問題にきわめて堅い態度をとりつづけてきた米側が、急に態度をやわらげて合意に達した背景には、(本件実現を)主席選挙で

背景

苦戦を ~~[illegible]~~ 平想さ れる 西銘候補 ~~[illegible]~~ ニシメ

を有利とするテコとして使うことが ~~一つの~~ 一つの大きなねらいとしてある。~~とされている。~~ ~~大きなねらいとされている。~~

(4) 佐藤首相はじめ(日本)政府首脳が沖縄代表らに対し、表向きは、米国のカベの厚さを強調し、その見通しについて「楽観を許さない」と繰り返し述べているのも主席選挙への効果を大きくするための配慮とみられる。

2. 毎日(要旨)

(1) 政府は国政参加の実現について、米国の了解を取付けるようつとめていたが、このほど日米間で、10月下旬をメドに原則的合意に達しうるとの見通しを得たようである。

(2) 沖縄代表の人数、選出方法、権限等に

などについては今後、日米間で煮詰めて行く方針のようだが、権限については、「本土並直並み」の実現はかなりむずかしい情勢のようだ。（~~本土並直並み~~ 政府解釈は「法制的にムリがあるとし、米側も「表決権まで与えるのは米の施政権を侵すものである」として認められないとの意向が強い。）

(3.) この国政参加の実現は、~~[illegible]~~ 沖縄の主席公選に微妙な影響を与えよう。

(4) 木村官房長官発言（別[illegible]欄）

国政参加の実現について、官房長官は13日午前の記者会見で「国政参加実現については、三木外相が先の衆院沖縄・北方問題特別委で述べたように、11月までに

米側の了解をとりつけるよう努力中であり、基本的合意ができたとは云えない。年内合意はあくまで政府の努力目標であり、今後も一層努力する方針である。」を述べた。

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※総第 35908 号
特秘	暗　略　平	
	※第 1584 号	※昭和 43 年 8 月 14 日 15 時 50 分発
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係

電信課長

(※印欄内は電信課記入)

大臣 / 政務次官 / 事務次官 / 外務審議官 / 外務審議官 / 官房長	主管 アメリカ局 / 参事官 / 北米課長	主管局部課（室）名 米北 / 起案 昭和 43 年 8 月 14 日 / 起案者 千葉 電話番号 445 (住宅)

協議先 情報文化局長 / 報道課長

在 米 下田 大使 総領事 臨時代理大使 代理 あて 三木 大臣発

電報 在 大使 総領事 臨時代理大使 代理 あて

件名 国政参加問題（ニュース・ソース）

14　17

往電 米北 第1582号に関し

東郷より

冒頭往電補足のため次のとおり。

1. 当方の知り得たところでは朝日記事は

12日夜木村官房長官が総理官邸

(昭和四二・七・一改正)

GB-1

写済

記者団に対し「オフレコ」として同記事とほぼ

同一内容を語ったことに基き、ソースをはっきり

させない形をとって書かれたもので、官房長官

としては記者からさる9日衆議院

沖縄特別委員会における三木大臣の答弁

（沖縄主席選挙までに国政参加につき

日米間の基本的合意に達したいとするもの）

の背景を執拗に質問され、いわば

CREDIBILITYを保つために語ったのが

動機の趣である。なお官房長官は日米合意

をプレイアップするため協議委員会よりは

ハイレベル（明示せず）で、これを行なうことを

考えているとも述べた由。（以上はすべて

当地米国大使館に対しては伏せてある。）

2. 当方は記者よりの照会に対し

GB-3

（上記を打消す発言を行なったにもかかわらず、往電の如き記事が出た次第であるから）

官房長官は13日三木大臣の要望もあり冒頭往電2.の如き

外務省

「米側の出先は国政参加実現の必要を認めワシントン中央の上層部説得に努めており このほど若干見通しに、明るさが増えては来たが米側最高首脳の決裁はまだ得られていない模様で朝日記事の如き日米間の合意は存在しない。主席選挙までに合意をとりつけることは政府としての努力目標である」と説明している。

3. 上記1.は遠からず米側の知るところとなろうが、その結果 ~~ワシントン上層部が刺激され~~ 国政参加実現に ~~何らかの行動がAボとは~~ ~~阻まれるおそれは大きくないと~~ は思われないものの、~~かゝる事例が今後も重なることはもとより面白からず~~ 当方としては 今後絶充分留意する ~~注意を怠らない~~ 所存であるが、貴使

におかれても本電内容を御含みの上米側の動向を注視するとともに随時貴見と共に報告願いたい。

極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA)3/5/8　主管

68年8月14日20時40分　ワシントン　発　米ウ大

68年8月15日10時12分　本省　着

外務大臣殿　下田大使　臨時代理大使　総領事　代理

国政参加問題

第2471号　特秘　至急

貴電米北第1584号に関し

トウゴウ局長へ。

1。本件朝日記事は当方にとつてもきようがくの至りであつたが、冒頭貴電により事情判明し、御通報を感しやする。

2。さいわい目下米国は民主・共和両党大会中間のたに間にあり、米側関心は主として内政問題に向けられおり、また関係政府当局者も交互に休かをとりおる状況であり、目下のところ本件記事がさして米側の関心をひいたちようこうは認められない。

3。本件記事はわが政府の信用をきづつけ、かつわが方せつかつくのく心を水ほうに帰せしめるおそれあることは否めないが、さりとて本件記事が国政参加実現の上に直接の悪影響を及ぼすものとは本使も考えていない。なお米側今後の動向に注意いたすべきもひ見とりあえず。

(引)

近藤

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長

儀 人会 営計

総 文 厚 給

領移長 参旅移 領事

国資長 参 調 析

ア長 参 北 東 中 西

米長 参 保 中 参 中 北 南 審 南

欧長 参 英 西 東

近ア長 参 ア 近

経協長 商 国 米 ア 二 カ 参 調 統 ラ 国 一 通 ス 近

経協長 参 経 賠償 政 技 賠 経 国

条長 参 協 条 規

国長 参 軍 社 政 経 科

情長 参 内 道 外

文長 文 文 一 二

外務省

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付	そのまま		
別			

経緯記録
ファイル(II) 国会、
党関係と協議機
にあり

発送日 処理日 昭和43年8月29日
発信 [illegible] 電報

文書課 公信案 （分類 ）

公信番号 米北 第 1301 号
公信日付 昭和 年 月 日 昭和43年8月29日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米課長

起案 昭和43年8月28日

起案者 東原 電話番号 672

協議先

受信者 在米 下田大使

発信者 三木大臣

写送付先

（希望発送日） 月 日

件名 国政参加に関する決議について

GA-2 29 13 外務省 回覧番号

米北才1301号

昭和43年8月29日

在米大使殿

外務大臣

国政参加に関する決議について

往電第1570号に関し

衆議院沖縄及び北方問題特別委員会において8月10日採択された「沖縄住民の国政参加に関する決議」決定までの経緯記録参考までに1部別添送付する。

付属添付

GA-4 外務省

(回覧番号 5685) 外務省電信案 (分類)

電信課長 代理

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※総第 46432 号
極秘	暗略平	
	※第 1885 号	※昭和 43 年 10 月 5 日 17 時 57 分発
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係

(※印欄内は電信課記入)

~~大臣~~ ~~政務次官~~ 事務次官 ~~外務審議官~~ 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和43年10月5日 起案者 佐藤 電話番号 4445

協議先 条約課長 政治課長

漢

在 米 下田 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 推名 大臣発 臨時代理

電報 在 国連 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

零 済

件名

沖縄に関する日米協議委員会

貴電第2918号に関し、

5 116 1. 5日、在京米国大使館エリクソン参事官より北米課長に対し、ワシントンの訓令に基ずくものとして、次の通り連絡ニした。

(1). 米側としては、国政参加及び台風災害を議題とする協議委員会第15回会合を~~10月~~9日開催に原則として

(昭和四二・七・一改正)

GB-1

異なるなきも、協議委員会後の新聞発表文中の ~~[illegible]~~

"in preparation for the return of Okinawa to Japan proper, it would be desirable and useful for elected Okinawan representatives to participate in the deliberations of the Japanese Diet ...."

なる表現につき、国政参加が、施政権返還への一歩との印象を(さけるため)(1)~~与えるとし~~、上記文中の "in preparation for the return of Okinawa to Japan proper" を削除するか、または、(2)その部分を、昨年の佐藤・ジョンソン共同コミュニケに従って、"with a view to ~~identify~~ identifying further the Ryukyuan people and their institutions with Japan proper" との表現にさしかえて欲し、右受諾を条件として、上記協議

GB-3

外務省

委員会の9日開催の発表に同意する。

(2) 日本側が上記提案を受諾し得ない場合には、米側としては、国務省にあらためて~~[illegible]~~請訓することになる。

2. 上記米側提案につき、~~[illegible]~~総理府とも協議の結果、~~上記(イ)の(ロ)の場合には、~~~~国政~~この時点で、協議委員会開催の発表を更に遅らすことの政治的マイナス効果も考慮し、上記米側提案(イ)の通り、"in preparation for the return of Okinawa to Japan proper"の削除を受諾し、~~[illegible]~~(米側提案(ロ)は、国政参加の~~[illegible]~~目的をせまくするため取り得ず)

5日午後2時(当地時間)、協議委員会第15回会合を9日、午前11時より開催する旨、発表した。

(議題は慣例に従い発表せず)

3. 9日の協議委員会後の新聞発表文の国政参加部分別電の通り。

(国連において、三木大臣にお伝えこう。)

~~別電とともに~~

~~米に転電した。~~

別電とともに国連に転電した。

(回覧番号 5685(3)) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※総第 46421 号
極秘	暗 略 平	
	※第 1886 号	※昭和 43 年 10 月 5 日 16 時 59 分発
	大至急 至急・普通・LTF	※発電係

(※印欄内は電信課記入)

代浦

~~大臣~~ 政務次官 事務次官 近 外務審議官 外務審議官 ~~官房長~~	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和43年10月5日 起案者 佐藤 電話番号

協議先

在米下田 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 推名 大臣発 臨時代理

(電報) 在 国連 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名

沖縄に関する日米協議委員会

&

往電米北第1885号 別電

写済

5 118

(昭和四二・七・一 改正)

GB-

極秘 まで 5部の内 5号

~~沖縄に関する日米協議委員会~~
~~第15回会合の開催について~~
~~(案)~~

昭和43.10.3
アメリカ局

~~1. 沖縄に関する日米協議委員会第15回会合は、10月9日午前11時から、日本側三木外務大臣、田中総務長官、米国側ジョンソン駐日米国大使出席の下に外務省で開かれた。~~

1. 日米双方は、これまで両政府間で行なわれてきた協議の結果に基づき、~~沖縄の本土復帰に備えて~~一体化関係施策を含む日本本土の沖縄施策に沖縄住民の民意を反映させるため、選挙により選ばれた沖縄の代表が日本本土の国会の審議に参加することが望ましく、かつ、有益であることに合意した。

沖縄住民の国政参加の実施のために必要な措置について、日米双方が、沖縄住民の要望を考慮しつつ、相互に協力することが合意された。

日本側は、本土衆参両院における沖縄の代表の数が、本土相当県の衆参両院議員の数と同様に定められること、及び沖縄の代表の権限は、

極秘
まで
5部の内
5号

~~Press Release on the 15th Meeting~~
~~of the Consultative Committee on Okinawa~~

(Draft)

October 3, 1968.

1. The Fifteenth Meeting of the Consultative Committee on Okinawa was held at the Ministry of Foreign Affairs at 11 o'clock on October 9, 1968. Foreign Minister Takeo Miki and Director-General Tatsuo Tanaka of the Prime Minister's Office represented the Japanese Government and ~~Ambassador U. Alexis Johnson represented the United States Government at the Meeting.~~

2. As a result of the consultations which have been conducted between the two Governments, the Japanese and the United States sides agreed that ~~in preparation for the return of Okinawa to Japan proper,~~ it would be desirable and useful for elected Okinawan representatives to participate in the deliberations of the Japanese Diet in order that Okinawan views may be reflected in Japanese measures concerning Okinawa, including those related to "Ittaika".

It was agreed that the two sides would cooperate with each other with respect to the necessary measures for the actual

沖縄が米国の施政権下にあるという事実の下で、日本国内法上認めうる最大限のものとすることが望ましいとの見解を表明した。日本側は、また、沖縄の代表の資格、選出方法及び法的地位を定める琉球政府の法律の規定が、本土国会議員に関する日本本土の法律の規定にそつたものとなることを期待する旨表明した。

米側は、日本側の上記発言に異議なき旨述べた。

~~3. 9月23日及び24日の両日、宮古島をはじめとする沖縄西方諸島を襲つた台風による被害について、日米双方は、被災住民に対する深甚なる同情の念を表明するとともに、住民生活のすみやかなる復旧のために、効果的措置がとられる必要のあることを認めた。~~

日本側より、日本政府としては、最近被災地の現地視察及び琉球政府当局よりの事情聴取を終えて帰つた田中総務長官の報告に基づき、被災地住民の生活の早期復旧のために、物心両面にわたり、できうる限りの援助を行なうべく、鋭意検討を進めている旨述べた。

(米側発言)

actual implementation of Okinawan Diet participation giving due consideration to the aspirations of the Okinawan residents.

The Japanese side expressed the view that it is desirable that the number of Okinawan representatives in the two Houses of the Japanese Diet shall be determined on the same basis as is the number of members of the two Houses from a comparable prefecture in Japan proper and that the Okinawan representatives shall be invested with the broadest possible competence that can be admitted by Japanese law given the fact that Okinawa is under United States administration. The Japanese side also expressed its expectation that the provisions of GRI legislation governing qualifications, electoral procedures and legal status of the Okinawan representatives shall be consistent with the provisions of Japanese law concerning membership in the Diet in Japan proper.

The United States side stated that it had no objection to the foregoing.

~~3. With respect to the damages caused by the typhoon~~ which struck Miyakojima and other islands in the western part of the Ryukyu Islands on 23 and 24 of September, the Japanese and United States sides expressed deep sympathy for the victims and recognized ~~it~~ that it is necessary that effective

measures

北米課長

事務連絡第145号

昭和43年10月9日

外務大臣殿

日本政府沖縄事務所長

資料の送付について

往電第203号に関し、下記のとおり別添1部送付する。

記

沖縄の国政参加についての日米協議委員会の合意を歓迎した高等弁務官の発表文。

日本政府

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
NAHA, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96240)
TEL. 7241 EXT. 32
72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 68-293
Oct. 9, 1968

HIGH COMMISSIONER WELCOMES CONSULTATIVE COMMITTEE'S DECISION ON RYUKYUAN PARTICIPATION IN JAPANESE DIET

Urasoe, Okinawa, Oct. 9 -- High Commissioner F. T. Unger warmly welcomed today the decision reached at the 15th United States-Japan Consultative Committee meeting in Tokyo to grant Ryukyuans participation in the deliberations of the Japanese Diet.

The High Commissioner hailed the Consultative Committee's action as a significant step to meet the natural aspirations of the Ryukyuan people that their views be given full weight when the Japanese Diet deliberates matters concerning the Ryukyus. In this connection, the High Commissioner referred to the fact that Ryukyuan leaders, with whom he had been in close and continuous touch, repeatedly had sought his support for realization of this major step forward toward insuring full representation of Ryukyuan views in the determination of their future.

Recalling that he had given favorable consideration in past discussions in Washington and Tokyo to the Ryukyuan desire for participation in Japanese political life, the High Commissioner expressed gratification that the Governments of the U.S. and Japan were able to respond constructively.

ニュース．リリーズ：68－293　　1968年10月9日

編集者へ：民政府広報局発行のニュース．リリーズに添付された非公式の日本語訳文は貴殿の便宜のために提供するものであります。

高等弁務官，沖縄の国政参加についての日米協議委員会の合意を歓迎

沖縄，浦添，10月9日―― F. T.アンガー高等弁務官は、本日東京で行われた第15回日米協議委員会において、琉球住民の日本国政参加を認めるという合意に達したことは大いに喜ばしいことであると歓迎の意を表した。

高等弁務官はこの日米協議委員会の措置は、日本国会で琉球に関しての審議が行われる際、琉球住民の見解が十分重要視されることになるので、琉球住民の当然の願望を満たす上で意義深い一歩を示すものであると喜びを表明した。

この国政参加の実現にあたっては弁務官と常に緊密な連絡をとっている琉球の指導者から、度々弁務官に協力要請がなされた旨弁務官は言及し、この国政参加という前向きの重要措置は、琉球住民が自らの将来を決定するにあたって、琉球側の見解を完全に代表することを保証づけるものであると語った。

高等弁務官は、ワシントン及び東京での話し合いで、この琉球住民の日本国政参加の願望に好意ある考慮を与えて来たことに鑑れ、日米両政府がこれら弁務官の要望に積極的に応じてくれたことに感謝する旨語った。

（完）

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写（TA）　総番号 [illegible]　主管

68年10月10日17時30分 [illegible] 発
68年10月11日06時51分　本省　着　米北

外務大臣殿　下田 大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナハの日本国政参加（米紙報道）

第2979号　平

10日付ニューヨーク・タイムズ紙は9日、日米両国はオキナハ代表が日本の国会に参画することに合意したとしてオキナハの国政参加問題につきシャベコフ同紙東京特派員電を報じているところ、その要旨次のとおり。（切ぬき空送する。）

1、オキナハの日本国政参加に関する日米間の合意は、オキナハの施政権返かんを主張する日本及びオキナハに対する米国のMAJORな譲歩だと見られている。オキナハ代表は日本の国会において投票権はないが、同島の施政権返かん問題を含むあらゆる問題についての審議に参画することが出来る。

2、この合意は明年7月より実施されることとなるが、このような決定を見るに至つたはい景として東京の外交筋は、米国がオキナハの全面返かんに合意する方向にさらに前進したことを示さするものであり、また、あわせて来月オキナハにおいてCRUCIALな選挙に直面する自民党の立場を強くすることにもなる旨評価している。

外務省

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3、オキナハの施政権返かん問題は日米関係において最も感情的な問題の一つであり、米側としては何れは返かんすることにつき原則的に同意しているものの、その軍事的価値の重要性にもかんがみ、米国の安全保障上の必要性が保証されない限り、日本側へ完全に返かんしてしまうことを心よしとしていない。他方、多くの日本側の見解は安全保障というよりはむしろ民族感情の観点からこれをとらえているのである。

(3)

外務省

秘密表示（朱印）

特別措置法等
ファイル(Ⅱ)に
収録

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	
付			

付属校査渡し

発送日
処理日 昭和45年5月6日
発信 タイプ 校査

文書課長 公信案（分類 ）

公信番号 米北1合 第 1602 号 公信日付 昭和 昭和45年5月 4日

大臣	主管	起案 昭和45年5月4日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米第一課長	
外務審議官		起案者 有田 電話番号 446
官房長		

協議先

受信者 在米 下田大使
在那覇 高橋代表

発信者 愛知大臣

写送付先

（希望発送日）
月 日

件名 沖縄住民の国政参加特別措置法等送付

GA-2 外務省 4 212 回覧番号

＊ 秘密標準（赤色）

米北1合第1602号
昭和45年5月4日

外務大臣

（件名） 沖縄住民の国政参加特別措置法等送付

引用公・電信日付・番号

沖縄住民の国政参加特別措置法は、4月23日衆議院において、翌24日参議院において夫々可決された。（衆議院においては、同時に付帯決議が採択された。）

よって、5月1日 東郷アメリカ局長より

※ 付属添付 ☐ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

2

スナイダー公使に対し、書簡をもって同法及び決議を送付したので、前記書簡等を付属文書と共に、各1部別添送付する。

なお、同法の施行期日は、政令で定めることとなっているところ、この点は沖縄現地における立法措置、望着期日等を勘案しつつ、追って総理府を中心に検討することとなっているので、念のため申し添える。

本信送付先　米、[redacted]沖縄復帰準備委代表

GA-4　外務省

秘密表示（朱印）

秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付属	4のまま	1	

発送日 処理日　昭和45年6月9日
発信　タイプ　校査

文書課長　公信案（分類　）

公信番号　米北1合　第 2099 号　公信日付　昭和45年6月8日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

起案　昭和45年6月5日

起案者　有使　電話番号　446

協議先

受信者
在米　下田大使
在沖縄　高瀬大使

発信者
愛知大臣

写送付先

（希望発送日）
6月8日

件名
国政参加

GA-2　外務省　回覧番号

9　1

＊ 秘密標準（赤色）

米北1合オ2099号

昭和45年6月 8日

外務大臣

（件名）

国政参加

引用公・電信 日付・番号	5月4日付往信米北1合オ1602号

目下琉球立法院において審議中の、「沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法により選出された議員の不逮捕特権等に関する立法」（別添オ1）オ2条

※ 付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

（逮捕許諾請求の手続）及び オ3条（被逮捕議員の通知）に定める琉球政府行政主席より日本政府への連絡方法については、「琉球政府行政主席－高等弁務官－在京米国大使館－外務省」とするよう民政官より行政主席に勧告することとしたい旨米側より申し越し、当方はこれに同意する旨回答したので、（委細 別添オ2のとおり）貴方参考まで通報する。

本信送付先 米、沖縄復帰準備委員会 日本国政府代表

GA-4 外務省

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付属	[illegible]		

発送日 処理日 昭和45年9月14日
発信 タイプ 校査

文書課長 ✓公信案（分類 ）

公信番号 米北1合 第3494号 公信日付 昭和 昭和45年9月14日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米オー課長	起案 昭和45年9月12日 起案者 [illegible] 電話番号 446

協議先

受信者 在米 牛場大使
在沖縄 高瀬大使

発信者 愛知大臣

写送付先

（希望発送日）
月 日

件名
自民党沖縄選挙資料 送付

GA-2 外務省 14 37 回覧番号

米北1合第3494号
昭和45年9月14日

[illegible]

外務大臣

（件名）
自民党沖縄選挙資料 送付

引用公・電信日付・番号

今般自民党が近く行なわれる国政参加選挙用に作成した資料「復帰によって基地はどう変わるか」を同党より入手したので、貴館参考までに別添1部送付する。

※付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

2

なお、本資料は、広く一般に配布するため作成したものではなく、国政参加選挙に直接関係する自民党関係者の「心得」用として作成したものの由であるので、念のため申し添える。

本信 送付先　米

沖縄復帰準備委員会国政府代表

GA-4　外務省

(回覧番号 2697) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	
平文	暗略 (平)	※総第 16 175-2 号
	※合第 5422 号	※昭和 年 月 日 時 分発 NOV 16 20.53
	大至急・(至急)・普通・LTF	※発電係

電信課長

(※印欄内は電信課記入)

大臣	主管	主管局部課(室)名
政務次官	アメリカ局長	アメリカ局北米第一課
事務次官	参事官	起案 昭和46年11月16日
法制外務審議官	北米第一課長	起案者 有地 電話番号 446
外務審議官		
官房長		

協議先 官総務官 書記官

写/済

在 米 牛場 (大使) ~~臨時代理大使~~ 沖縄高瀬 ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 愛知大臣発

転電報 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 沖縄国政参加選挙

1. 11月15日実施された沖縄国政参加選挙の結果に関し、16日官房長官より下記2.の談話を発表した。

当地における反響振り回答ありたい。

206

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

（なお、本大臣は16日記者懇談において所感を求められたので、「党としては不満(も)であるが、率直に云ってまあまあというところではないか」と述べておいた。以上お含みだ。）

2、保利官房長官談話要旨

(1) 衆議院議員選挙において自民党が2議席45%の得票率を獲得したことは、20数年の異民族支配という複雑な環境のもとで行なわれた選挙であるから簡単には云えないが、沖縄県民の政府、自民党に対する期待が大きいことを示している。

(2) 沖縄の祖国復帰を目前にして、24日からの臨時国会に7人の新議員を迎えることを喜ぶと共に、これら新議員が国政に県民の意向が十分反映されるよう努力することを心から頼う。本土との一体化が一層促進されることを期待する。

本電配先 米、沖縄

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）56985　　主管
70年11月16日19時00分　本国　発
70年11月17日09時53分　本省　着　米北1

外務大臣殿　牛場（大使）臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ国政参加選挙（当地紙報道振り）

第3353号　平　至急

貴電米北1合第5422号に関し

16日ワシントン・ポストとニューヨーク・タイムズは各々東京。ナハ発電をもつて。開票途中なるも（イ）衆議院ではニシナ。セナガこう補が各々1。2位にあり（ロ）参議院ではキヤンこう補がイナミネこう補をリードしている旨簡単に報じている。なおワシントン・ポストは上記報道に"SATO PARTY CHOICE LEADS OKINAWA DIET ELECTIONS"との表題を付し上記事実の他に（イ）復帰後の米軍及び自衛隊の駐留に反対する野党が7議席中4議席を占めんとしていること（ロ）復帰後の自衛隊駐留にはヤラ主席も反対していること等の点に言及するとともに日本政府のスポークスマンは今回の選挙を一昨年の主席選挙における野党側の圧倒的勝利と比較し平和主義者的な（PACIFIST）ムードが後退しつつあると指摘しているのに対し野党側はニシナこう補には前回の主席選挙による敗北に対する同情票が

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

集つたものであるとしてキヤン。セナガの勝利を強調していると報じている。
（了）

— 2 —

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 57214

70年11月17日18時50分 米口 発

70年11月18日08時06分 本省 着 米北1

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ国政参加選挙(当地紙報道ぶり)

第3369号 平

往電第3353号に関し

17日付ニューヨーク・タイムズは"LEFTISTS WIN 3 SEATS IN OKINAWA VOTE"と題するオカ特派員による記事(ナハ発)を掲げているところ要旨次の通り。なお同日付ボルチモア・サンも選挙結果に関するナハ発AP電を簡単に報じている。(記事空送)。

1。第2次大戦後初めてのオキナワにおける国会議員選挙で。衆議院5議席中3議席に左よくこう補者が選ばれ。残り2議席は予想通り与党自民党のこう補者が占めた。参議院には左よく。自民党それぞれ1人が選ばれた。

2。選挙の結果について当地(オキナワ)ではそれがオキナワの保守勢力の後退あるいはオキナワにおける米軍の存在に対する非難を示すものというよりも。1972年までの複雑な返かん交渉の中でオキナワけん人が東京に圧倒されないよう団結することを要求したものと受け取られている。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3。オキナワ自民党のちゆう告に反し。東京の自民党本部が衆議院にこう補者を3人立てたため。自民党こう補者同しの競い合いと保守票の分散がみられたが。なお。1位は自民党のニシメこう補が勝ちとつた。しかし2位は共産党系のセナガこう補であり。彼は米施政に反対して入ごくしたことのある前ナハ市長である。自民党は衆議院の全投票の45。5%を獲得した。

4。ニシメ氏は当選後の談話において大多数の投票者の気持をふまえつつ。本土国会においてオキナワ代表は党派の別なく団結し。オキナワの本土復帰に際し。けん民の利益がうら切られることのないようにすべきであると語つた。

(了)

秘密表示（朱印）

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付属	2のまい	(2部づつ)	

発送日 処理日 昭和45年11月18日

発信 タイプ 校査

文書課長 橋

公信案 (分類 昭和45年11月17日)

公信番号 米北1合 第 4209 号 公信日付 昭和 年 月 日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 ~~官房長~~	主管 アメリカ局長了 参事官了 北米第一課長代	起案 昭和45年11月17日 起案者 電話番号 446

協議先

受信者 在米 牛場大使 在沖縄 高瀬大使

発信者 愛知大臣

写送付先

(希望発送日) 月 日

件名 沖縄の国政参加選挙

GA-2 外務省 154 回覧番号

米北1合第4209号

昭和45年11月17日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 沖縄の国政参加選挙

引用公・電信日付・番号 信電米北1合第5422号

今般本省において、11月15日実施された沖縄の国政参加選挙に関し、その結果及び当方気付の点をメモに取りまとめたので、貴館参考まで別添2部送付する。 本信送付先 米 沖縄復帰準備委 日本国政府代表

※ 付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

沖縄の国政参加選挙について

昭和45.11.16
アメリカ局北米第一課

1. 11月15日実施された沖縄の国政参加選挙は、戦後初めての、しかも沖縄県民長年にわたる念願の、本土国会（衆議院及び参議院）にその代表を送るための選挙であり、県民の関心は非常に高く、投票率は天候の悪さに拘わらず、1968年の主席公選（89.11%）に次ぐ83.58%という高率を示した。

11月16日午後[redacted]の開票結果は次のとおり。

衆議院　（開票率96%）

西銘　順治（自民）	当	91,783
瀬長亀次郎（人民）	当	75,734
上原　康助（社会）	当	72,606
国場　幸昌（自民）	当	64,374
安里積千代（社大）	当	53,681
友利　栄吉（公明）		44,209
山川　泰邦（自民）		34,237

参議院　（開票率95%）

喜屋武真栄（無）	当	207,877
稲嶺　一郎（自民）	当	190,992
下里　恵良（無）		20,187

衆議院各党得票数（16日午後16時48分現在）

自民党	190,396（43.6%）
人民党	75,734
社会党	72,606
社大党	53,681
公明党	44,209

2. かくのごとく自民党は、衆議院5議席中の2議席、参議院2議席中の1議席（第2議席）を獲得したが、本結果についてとりあえず気付の点次のとおり。

(1) 自民党の地盤の強力さが示され、特に西銘氏に対する期待の大なることが看取される。（マスコミ及び革新側には、自民党の3候補全員当選がないことをもつて自民党が敗北したとの主張があるが、当初より全員当選は自民党内でも甚だ困難とみられていただけに、

かかる主張は当らず、逆に同党の43.6%という高率得票数字は勝利を物語るものとみられる。）

(2) 当選者及びその得票数をみると、沖縄政党と本土政党との系列が明確に連繋していることが示されている。（社会党公認の上原氏の第3位当選と社大党安里氏が期待されたほど振わず、辛うじて最下位当選となつたことに示されている。）

なお、人民党の瀬長氏の第2位当選は、同氏個人の長期にわたる地盤の予想外の強さを物語つていると認められる。

(3) 参議院議員選挙において稲嶺氏が僅差で2位当選となつたのは、直接的には下里氏出馬の影響によるが、また一面沖縄25年間の復帰運動の過程において屋良現主席の片腕たりし喜屋武氏への個人的評価も寄与したとみられる。

(4) なお、今回の選挙につきマスコミは、共同声明路線に対する評価判定という見方をとつてい

るが、共同声明の「核抜き、本土並み、72年中返還」という基本路線はすでに沖縄の社会に定着しており、革新各党とも内心はこれを前提としているのであり、むしろ問題は共同声明の枠内で今後沖縄住民の側の要求をいかに通して行くかというのが選挙の争点であつたと判断される。このことは、自民党の高い得票率と、対本土自立精神を強調した西銘氏の首位当選によく現れているといえよう。